

個性輝き、ともに支えあうまちづくり

— 第4次芦北町男女共同参画計画 —

(2024年度～2028年度)

令和6(2024)年3月

芦 北 町

はじめに

男女共同参画社会の実現は、性別にかかわらずすべての人がその個性と能力を十分に発揮することができる社会を作ることであり、二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられ、国民一体となって取り組むべき課題とされています。

我が国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ってきました。第4次男女共同参画基本計画策定後の法整備の動向については、平成30年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、同年7月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立したほか、令和元年6月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立するなど、女性活躍を推進するための法律・制度の整備が進み、女性活躍の裾野が拡大する素地が整ってきました。

本町においても、芦北町総合計画に掲げる「個性輝き活力と魅力にあふれた、安全・安心を実感できる町」の実現のため、平成21年度から「芦北町男女共同参画計画」のもと、男女共同参画社会の実現に向けて様々な仕組みづくりを推進して参りました。しかしながら、令和4年度に実施した町民意識調査では、男女共同参画社会を実現することの重要性への理解度は向上しているものの、「性別にかかわらず個性と能力を発揮できている社会が実現しているか」という問いに、『そう思わない・どちらかといえばそう思わない』と回答した割合が全体の7割を超えるなど、理想と現実の間には差があることが分かり、目指すべき社会の実現に向けて更なる課題が見えてきました。さらに、令和2年7月豪雨災害被災の経験から、災害対応における意思決定過程への女性の参画機会の確保や避難所運営における男女のニーズの違いに配慮することの重要性など、新たな課題も見えてきました。

法制度や社会経済情勢の変動を反映し、町民意識調査で見た課題を解決していくため、第4次芦北町男女共同参画計画を策定しました。基本目標の「個性輝き、ともに支えあうまちづくり」を実現するために、男女共同参画の視点を取り入れた施策に積極的に取り組んでまいります。

男女共同参画社会推進につきまして、事業所、各種団体及び町民の皆様におかれましても、本計画の趣旨にご賛同いただき、それぞれの立場において積極的に取り組んでいただきますよう御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました芦北町男女で築く地域社会推進懇話会委員の皆様をはじめ、町民意識調査に御協力いただきました町民の皆様や関係者の方々に心より御礼申し上げます。

令和6（2024）年3月

芦北町長 竹崎 一成

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の目的	1
2	基本目標	1
3	重点目標	1
4	計画の位置付け	2
5	計画の期間	2
6	計画の体系	3

第2章 計画の内容

重点目標Ⅰ	男女共同参画社会実現のための意識醸成	4
重点目標Ⅱ	一人ひとりの人権が尊重される社会づくり	7
重点目標Ⅲ	誰もがともに支え合い活躍できる環境づくり	10
重点目標Ⅳ	健康で安心して暮らせる社会づくり	14

第3章 成果目標

重点目標毎の指標	16
----------	----

第4章 推進体制

1	庁内推進体制	17
2	地域との連携	17
3	国・県・他市町村との連携	17

資料編

男女共同参画社会基本法	18
芦北町男女で築く地域社会推進懇話会設置要綱	23
計画策定の背景	24

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

芦北町では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成21年3月に第1次、平成26年3月に第2次、平成31年3月に第3次の「芦北町男女共同参画計画」を策定し、各種施策に取り組んできました。

第3次の計画策定から5年が経過し、少子高齢化や人口減少が進むとともに、より一層、すべての人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が望まれています。そのような状況や「芦北町男女共同参画に関する町民意識調査」（令和4年度実施）の結果などを踏まえ、「第4次芦北町男女共同参画計画」を策定し、総合的に男女共同参画の推進を図っていきます。

2 基本目標

『 個性輝き、ともに支えあうまちづくり 』

芦北町は、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、誰もがともに支え合い、お互いを認め合える住みよいまちづくりを目指します。

3 重点目標

- ① 「男女共同参画社会実現のための意識醸成」
- ② 「一人ひとりの人権が尊重される社会づくり」
- ③ 「誰もがともに支え合い活躍できる環境づくり」
- ④ 「健康で安心して暮らせる社会づくり」

4 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法の規定に基づく芦北町における男女共同参画社会の形成に関する施策についての基本的な計画です。なお、国の「男女共同参画基本計画」及び「熊本県男女共同参画計画」を勘案し、「第二次芦北町総合計画」に掲げる「男女共同参画の推進」を具体化するための計画として策定しています。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。

5 計画の期間

この計画は、2024年度から2028年度までの5年間とし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、随時必要な見直しを行います。

6 計画の体系

個性輝き、ともに支えあうまちづくり

3

重点目標		取組の方向		具体的施策
I	男女共同参画社会実現のための意識醸成	1	意識醸成のための広報・啓発の推進	①広報誌等による広報・啓発の推進 ②積極的な情報収集・情報提供
		2	男女共同の視点に立った教育・学習	①男女共同参画の研修等の実施 ②学校教育における男女共同参画の推進
II	一人ひとりの人権が尊重される社会づくり	1	人権を尊重する意識の浸透	①人権を尊重する意識づくり
		2	あらゆる暴力の根絶	①被害者支援体制の強化
		3	自立して暮らせるための支援の充実	①高齢者・障がい者への支援体制の充実 ②ひとり親家庭への支援 ③町内在住外国人への支援
III	誰もがともに支え合い活躍できる環境づくり	1	社会制度や慣行・働き方の見直し	①男女共同参画の視点での制度や施策の見直し
		2	就業や雇用における男女共同参画の推進	①ワーク・ライフ・バランスの推進 ②子育て・介護支援の充実
		3	政策・方針決定の場への女性参画の推進	①女性リーダー等の人材育成 ②審議会等への女性の登用
IV	健康で安心して暮らせる社会づくり	1	生涯を通じた健康支援	①健康づくりの推進・支援
		2	安全安心の生活環境づくり	①男女共同参画視点での防災活動の推進 ②安心して生活できる環境の整備

第2章 計画の内容

重点目標Ⅰ

男女共同参画社会実現のための意識醸成

男女共同参画社会が推進されている中で、人々の意識は徐々に変わり始めています。しかし、長い時間をかけて培われた固定観念はいまだ根強く残っており、今後もこのような意識を変えていくことが必要です。男女が性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画社会について正しく理解することが重要であり、そのための広報・啓発、教育・学習により積極的に取り組んでいきます。

《町民意識調査から見える課題》

町民意識調査において、性別による役割を固定する考え方について、『同感しない』（※1）と回答した割合は全体の8割を超え、前回調査時から増加しています。『同感する』（※1）と回答した割合を男女で比較してみると、非常に差がみられ、男性の割合が高くなっています。また、男女の地位の平等感については、学校教育の分野では『平等』と回答した割合が高くなっていますが、その他の分野では『男性の方が優遇されている』（※2）と多くの方が感じていることが分かります。（表2）

固定的性別役割分担に関する意識は向上しているものの、男女で意識に差があり、さらに男女の地位や性別にかかわりない機会の確保については、男性優位と感じる人がいまだ多いことが分かります。このような意識と実感の隔たりを解消していくため、より一層の意識づけや理解促進が求められます。

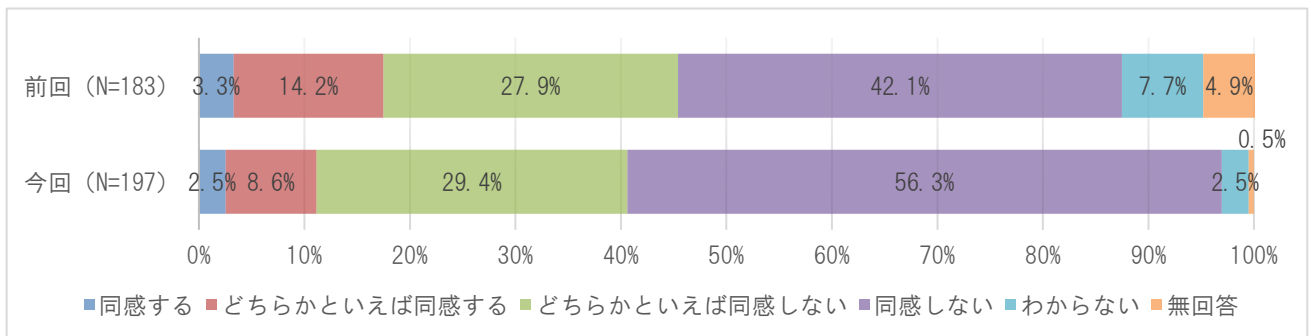
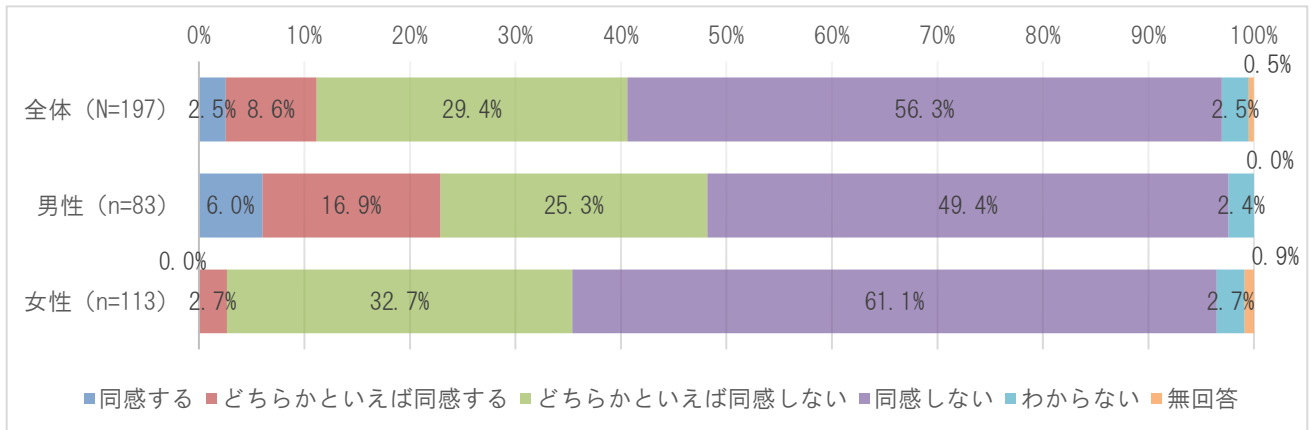
さらに、男女共同参画に関する学びについて、全体の4割以上がこれまでに学校や職場、生涯学習講座等で『学んだことがない』と回答しています。（表3）

以上のことから、社会の慣習や実態を是正するため、男女共同参画社会の更なる普及・啓発や環境改善、学習の機会の提供を進める必要があります。

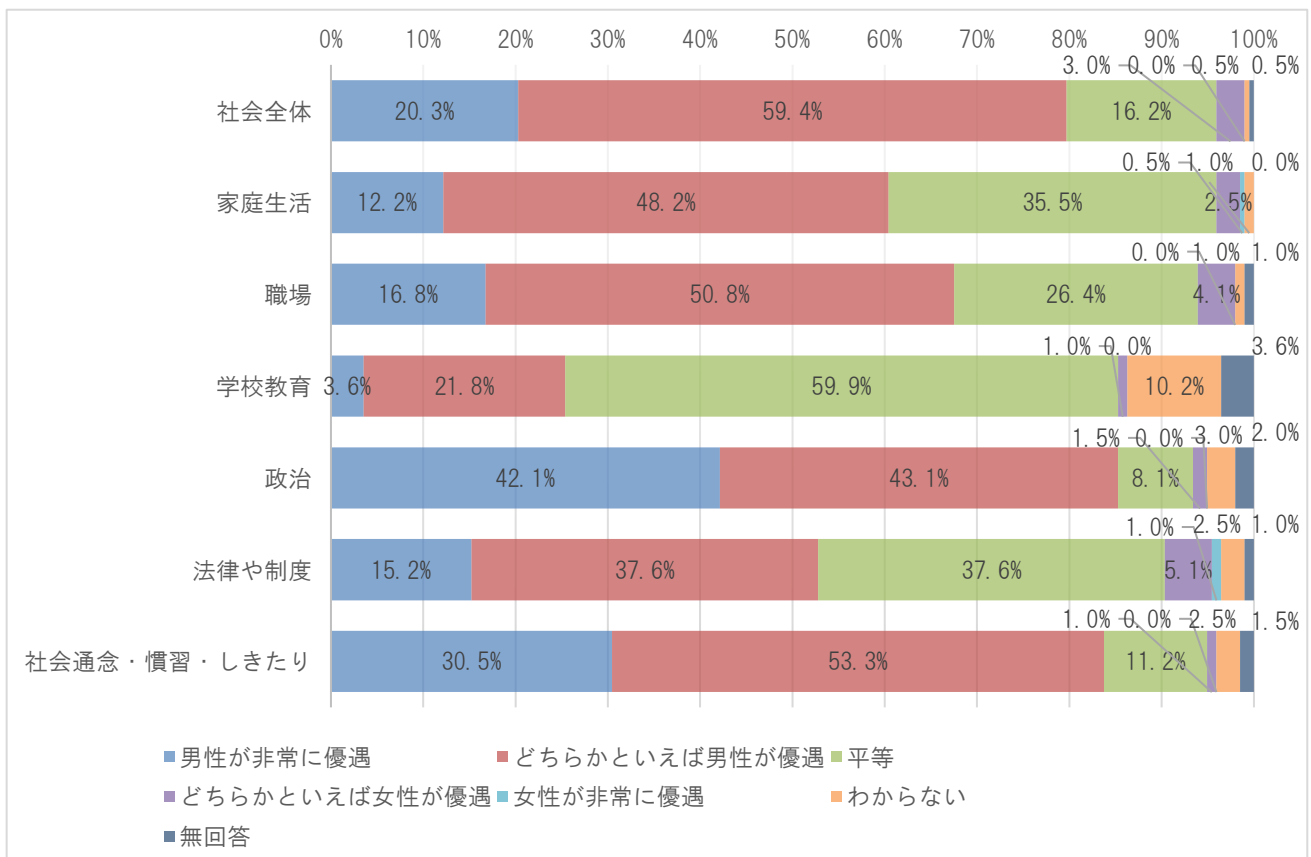
※1『同感する（同感しない）』＝「同感する（同感しない）」＋「どちらかといえば同感する（同感しない）」（表1）

※2『男性（女性）の方が優遇されている』＝「男性（女性）が非常に優遇されている」＋「どちらかといえば男性（女性）が優遇されている」（表2）

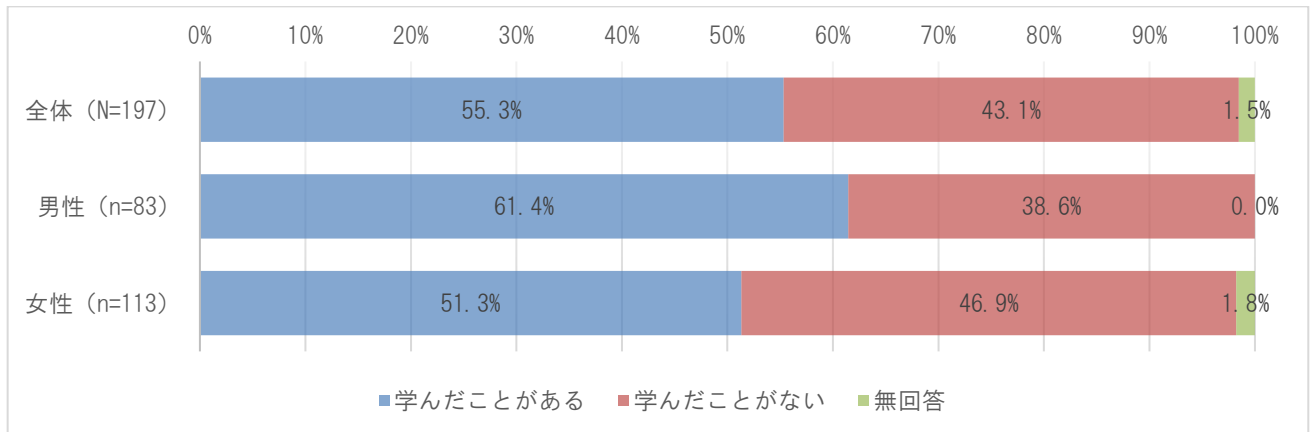
■性別で役割を固定することについて（表 1）



■男女の地位の平等感について（表 2）



■男女共同参画に関する学びについて（表 3）



（1）意識醸成のための広報・啓発の推進

N0.	具体的施策	取組内容	担当課
1	広報紙等による広報・啓発の促進	●広報紙やホームページ等を活用し、男女共同参画の理解に努めます。	総務課
2	積極的な情報収集・情報提供	●男女共同参画に関する積極的な情報収集・情報提供に努めます。	総務課

（2）男女共同の視点に立った教育・学習

N0.	具体的施策	取組内容	担当課
3	男女共同参画の研修等の実施	●町民対象の講演会や講座等を開催し、男女共同参画の意識醸成・理解促進を図ります。	総務課
4	学校教育における男女共同参画の推進	●男女共同参画についての学習機会を設けます。 ●性別にとらわれない、個性や意欲を尊重したキャリア教育・進路相談を推進します。	教育課

男女共同参画社会の実現のためには、性別や国籍等に関係なく個人を尊重し、ともに支え合うことが必要です。あらゆる暴力の被害者も加害者も生まない社会づくりのため、人権尊重の意識を浸透させ、人権を守る支援を行うとともに、暴力などの人権を脅かす行為の根絶に向けて、福祉、教育等と連携した取り組みを強化していきます。

＜町民意識調査から見える課題＞

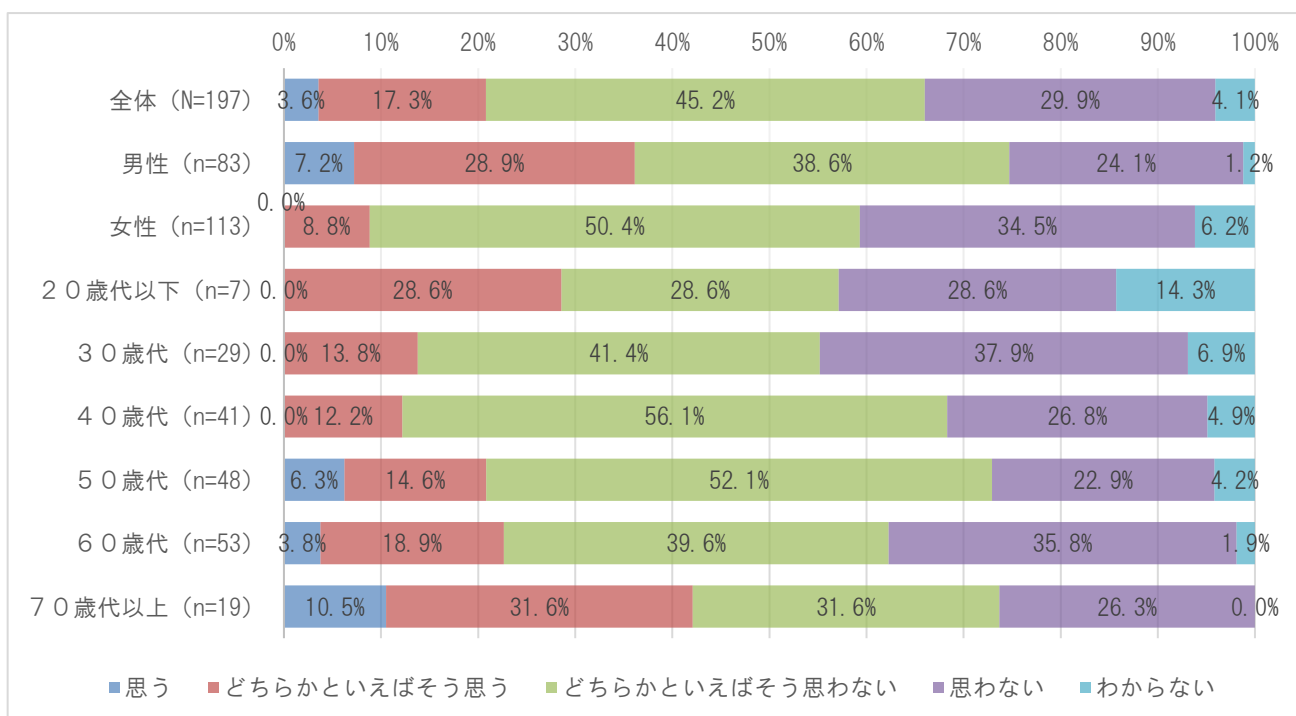
町民意識調査において、「性別にかかわらず個性と能力を発揮できている社会が実現しているか」という問いに、『そう思わない』（※3）と回答した割合が7割を超え、最も高くなっています。（表4）また、『そう思わない』（※3）と回答した割合を男女で比較してみると、非常に差がみられ、女性の割合が高くなっています。年代別でみると、特に30歳代から60歳代の割合が高くなっています。

ドメスティック・バイオレンス（DV）について『内容まで知っている』と回答した割合は8割を超えており、20歳代以下・30歳代の若い世代の認知度が特に高くなっています。（表5）しかしながら、「配偶者から身体的暴行・心理的攻撃、性的強要を受けたことがある人」は2割程度存在しており（表6）、DVについての認知度は高いものの、被害はなくなっていないことがわかります。

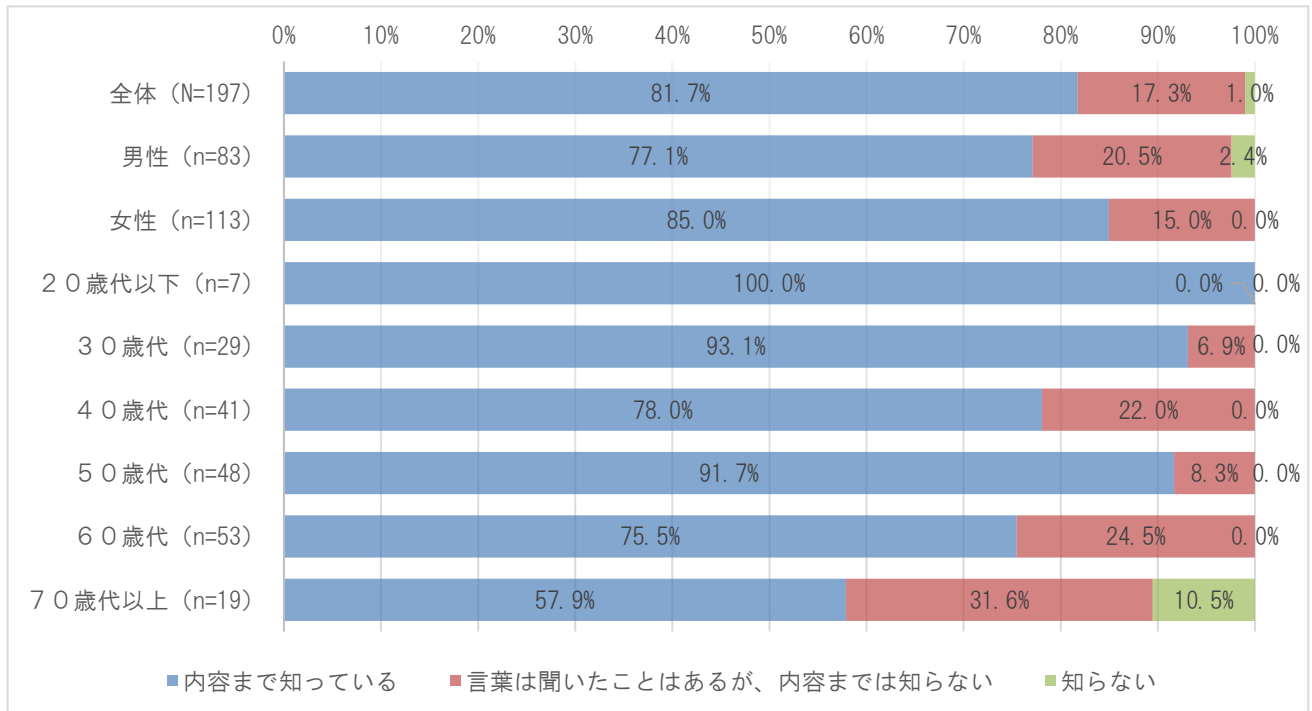
性犯罪などの暴力や人権侵害の根絶のためには、個人の人権を尊重する考えを広め、根付かせることが必要です。暴力を受けた被害者への支援体制の充実、国籍による差別などの様々な問題から個人の人権が守られるような支援を推進していきます。

※3『そう思う（そう思わない）』＝「思う（思わない）」＋「どちらかといえばそう思う（思わない）」（表4）

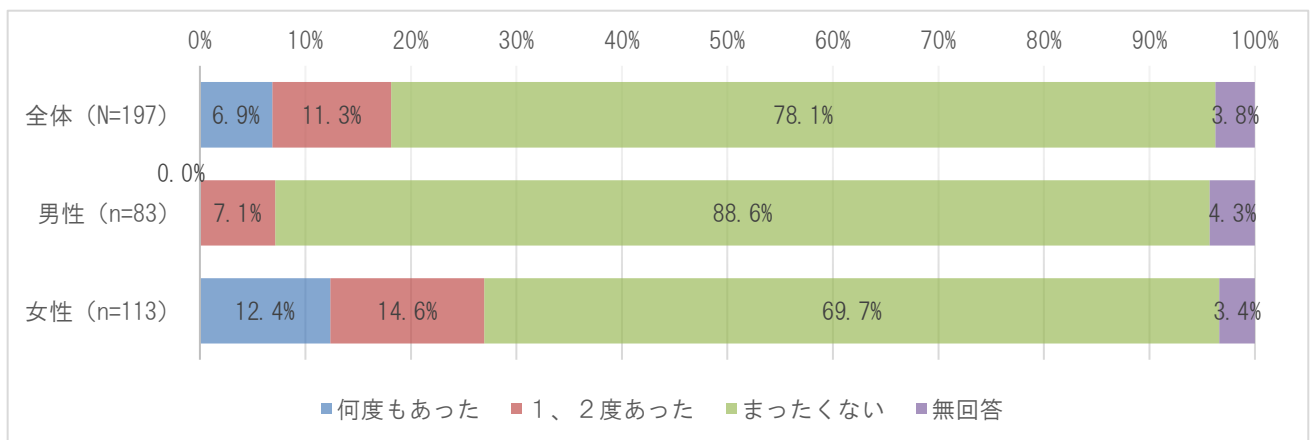
■性別にかかわらず個性と能力を発揮できている社会が実現しているか（表4）



■ドメスティック・バイオレンス（DV）をどの程度知っているか（表5）



■配偶者から身体的暴行・心理的攻撃を受けたことがあるか（表6）



(1) 人権を尊重する意識の浸透

N0.	具体的施策	取組内容	担当課
5	人権を尊重する意識づくり	●性別等による差別や偏見をなくし、一人ひとりの人権を尊重する意識を浸透させるための啓発活動を推進します。 ●DVをはじめとしたあらゆる暴力・ハラスメントをなくすための啓発活動を推進します。	総務課 住民生活課 福祉課 教育課 コミュニティセンター課

(2) あらゆる暴力の根絶

N0.	具体的施策	取組内容	担当課
6	被害者支援体制の強化	●関係機関等との連携を図るとともに、相談体制の充実と相談窓口の周知に努めます。	総務課 住民生活課 福祉課

(3) 自立して暮らせるための支援の充実

N0.	具体的施策	取組内容	担当課
7	高齢者・障がい者への支援体制の充実	●それぞれの制度等の情報提供を行うとともに、サービスの充実を図ります。 ●豊富な経験と知識を生かした高齢者の社会参加を促し、生きがいづくりを推進します。 ●個性と能力を生かした障がい者の社会参加を推進します。	企画財政課 住民生活課 福祉課 コミュニティセンター課
8	ひとり親家庭への支援	●経済的自立を含めた各種支援制度の周知に努め、負担を軽減するため相談体制等の充実を図ります。	福祉課 教育課
9	町内在住外国人への支援	●各種相談等町内在住の外国人への支援の充実に努めます。 ●多文化共生の理解と認識を深める機会の提供を行います。※ ●多様な価値観を尊重し、国際的な視野で男女共同参画を実現できる人材育成を推進します。	全課

※多文化共生：国籍や民族などの異なる人が互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。

男女共同参画社会の実現に向けては、多様な意見や視点を反映させる観点から、あらゆる施策や方針決定の過程に男女がともに参画することが重要です。ワーク・ライフ・バランスの推進や女性の政策・方針決定の場への参画など、各々の個性を生かし、活躍できる社会実現を目指します。

＜町民意識調査から見える課題＞

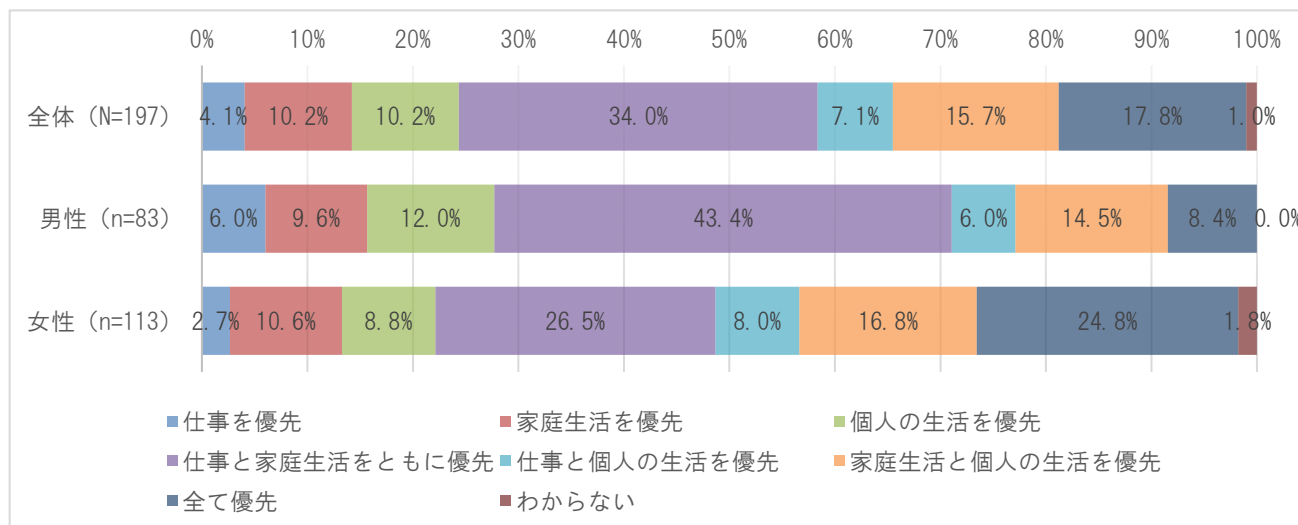
町民意識調査において、「生活を送る上での優先度（希望）」について『仕事と家庭生活を共に優先したい』と回答した人が、全体で最も高い割合を占めています。しかし、「生活を送る上での優先度（現実）」では、『仕事と家庭生活を共に優先している』と回答した割合は高いものの、『仕事を優先している』と回答した割合も同程度となっており、特に男性の割合が高くなっていることが分かります。（表 7）

また、「女性が政策・方針決定の場への参画が少ないことの原因はなにか」という問いについては、『男性優位の組織運営がされているから』、『家庭、職場、地域で性別による役割分担や性差別の意識が強いから』と回答した割合が５割を超えており、いずれも女性の方が割合が高くなっています。（表 8）

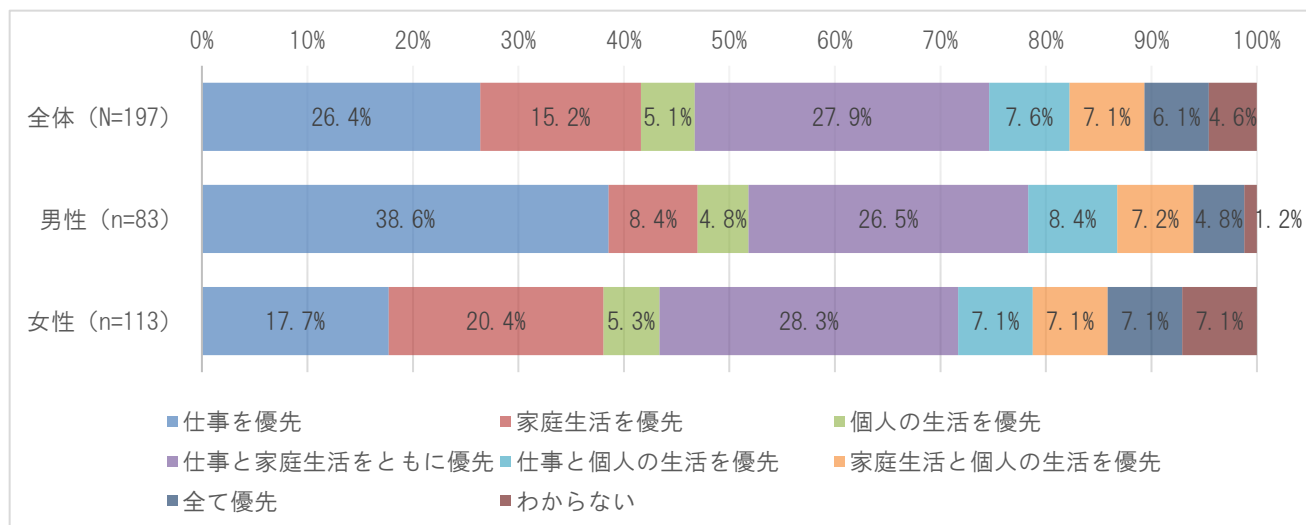
職場における管理職に占める女性の割合の向上や審議会等へのさらなる女性登用推進、また、地域社会においても、あらゆる施策や方針決定の過程への女性の参画を更に促進していく必要があります。

■ 仕事・家庭生活・個人の生活の両立について（表 7）

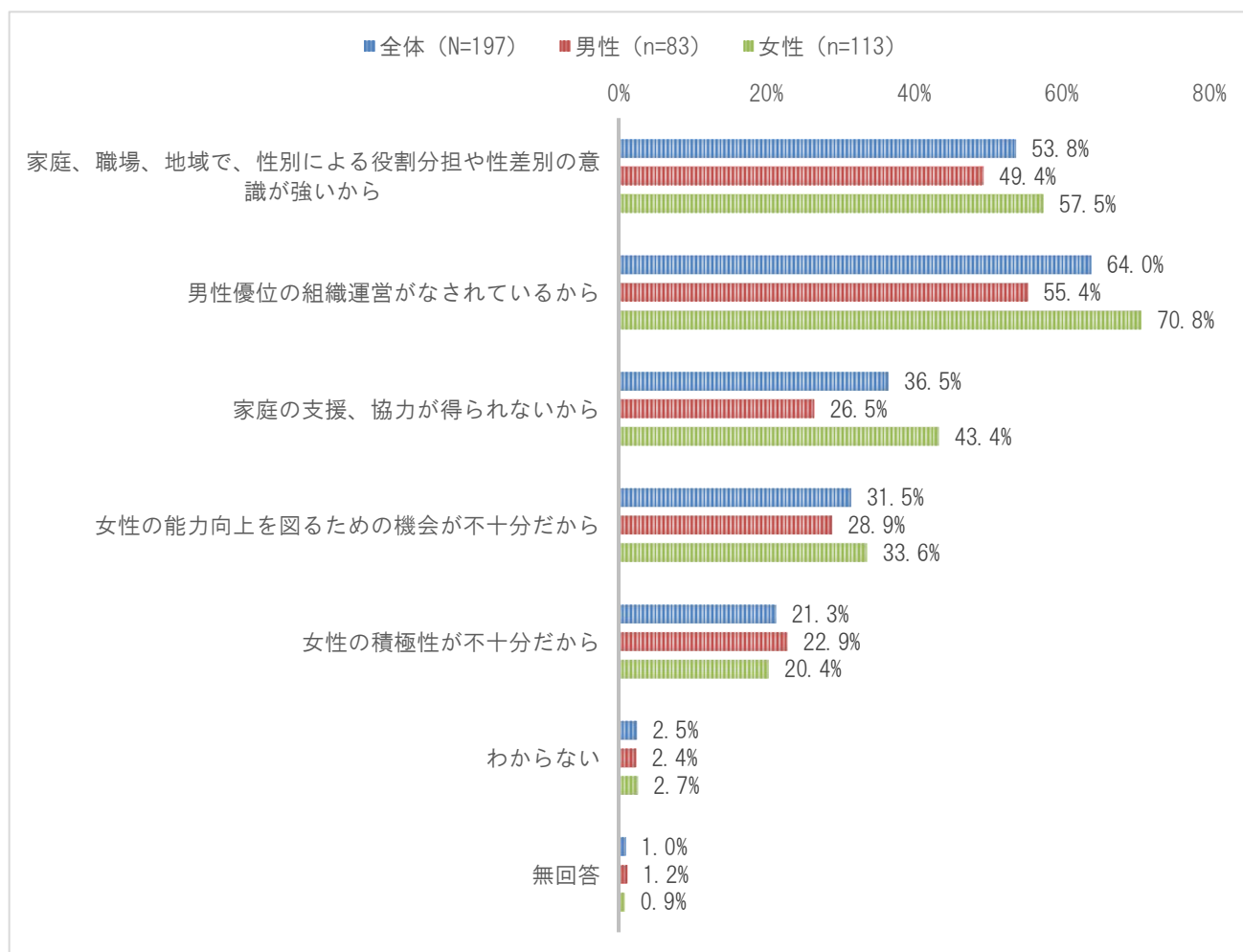
【 希 望 】



【 現 実 】



■女性の社会参画について（表 8）



(1) 社会制度や慣行・働き方の見直し

N0.	具体的施策	取組内容	担当課
10	男女共同参画の視点での制度や施策の見直し	●町の制度や施策等、男女共同や女性の活躍推進の視点で内容の見直しを図ります。 ●性別による役割分担意識によって固定化された慣習の見直しを推進します。	全課

(2) 就業や雇用における男女共同参画の推進

N0.	具体的施策	取組内容	担当課
11	ワーク・ライフ・バランスの推進	●育児休業等の家庭と仕事を両立できるような制度が利用しやすい環境づくりを推進します。 ●職場における性別による役割分担の意識解消の啓発を行っていきます。	総務課 商工観光課

12	子育て・介護支援の充実	●妊婦健診・乳幼児健診等の充実を図ります。 ●多様なライフスタイルに対応できる子育て支援サービスの充実を図ります。 ●子育てに関する相談や家族介護者に対する相談体制の充実を図ります。 ●介護に関する制度の周知を図ります。 ●利用者の多様なニーズに沿った介護サービスを提供します。	健康増進課 福祉課 コミュニティセンター課
----	-------------	---	-----------------------------

(3) 政策・方針決定の場への女性の参画促進

N0.	具体的施策	取組内容	担当課
13	女性リーダー等の人材育成	●女性のキャリアアップや社会参画への意欲向上に努めます。 ●女性の就業やキャリアアップなどの情報提供に努めます。 ●さまざまな分野で活躍する女性リーダーの発掘・育成や女性グループの支援を行います。	全課
14	審議会等への女性の登用	●町の各種審議会・委員会への女性委員の積極的な登用を推進します。	全課

誰もが心身ともに健康で、安全安心に生活できることは、男女共同参画社会を推進するうえで必要不可欠です。少子高齢化等が進む中、一人ひとりの健康寿命を延ばすことが求められています。さらに、災害に強い社会の実現には、災害発生から応急対応、復旧・復興及び防災の各段階で、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに配慮し、男女共同参画の視点からの対応が行われることが必須です。性別や世代などに応じた適切な健康の保持や増進が図られ、誰もが安全安心に、自分らしく暮らせるまちづくりを目指します。

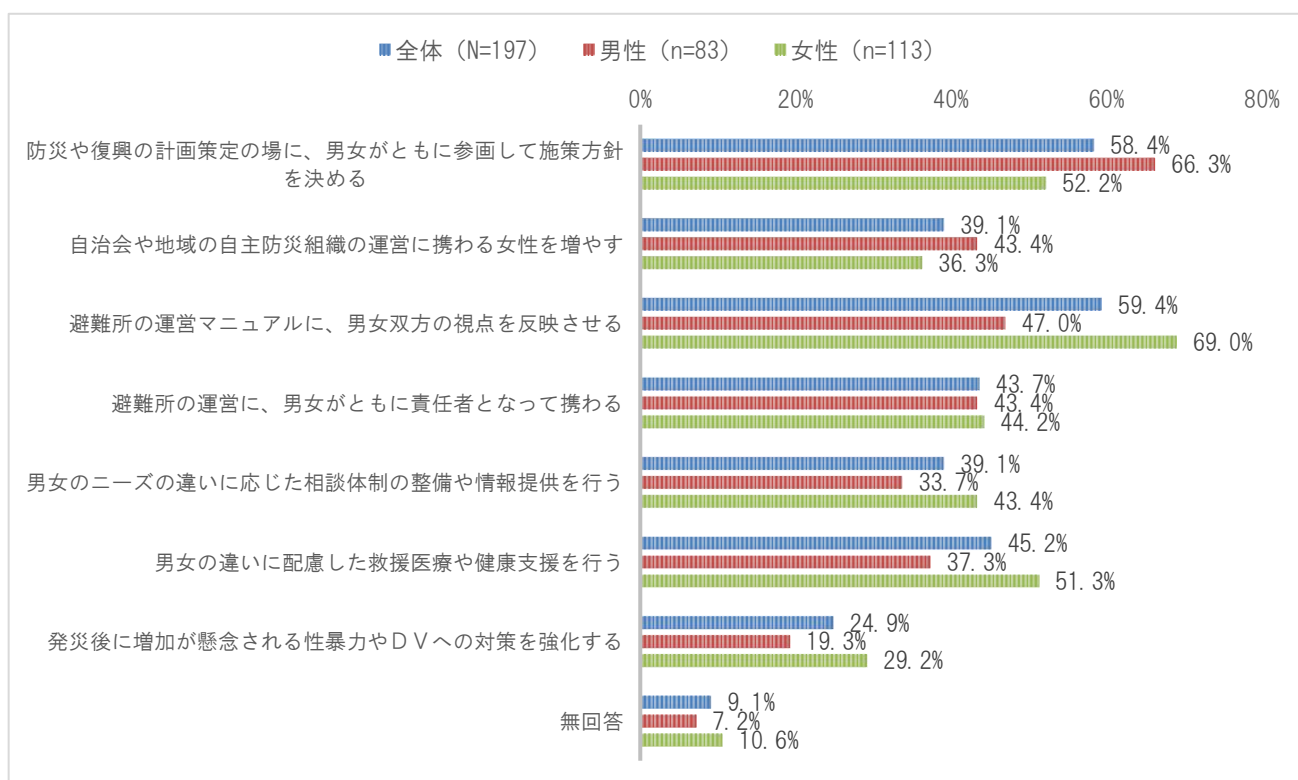
《町民意識調査から見える課題》

町民意識調査において、「男女共同参画の視点からの災害への備えについて必要なことはなにか」という問いについては、『避難所の運営マニュアルに、男女双方の視点を反映させる』、『防災や復興の計画策定の場に、男女がともに参画して施策方針等を定める』と回答した割合がいずれも5割を超えており、多くの方が、男女双方の視点を反映させた施策や方針決定を望んでいることが分かります。（表9）

男女共同参画社会の実現には、生涯にわたって心身ともに健康であることが前提ですが、男女には異なる健康上の問題もあり疾病等について性差に応じた的確な受診が重要なため、継続的かつ総合的な健康の増進を支援する必要があります。

さらに、災害時には、人口の半分以上を占める女性の視点を反映した地域防災力向上のため、令和2年7月豪雨災害の経験を活かして、防災・復興といった災害の各段階における女性の参画を更に進める必要があります。

■男女共同参画の視点からの災害への備えについて（表9）



(1) 生涯を通じた健康支援

N0.	具体的施策	取組内容	担当課
15	健康づくりの推進・支援	●健康づくりに関する啓発活動を推進します。 ●健康教育及び健康相談体制の充実に努めます。 ●健診体制の充実と受診率の向上・受診後の指導体制の充実を図ります。 ●運動を楽しむ機会を提供し、町民の健康づくりを推進します。	健康増進課 スポーツ・文化振興課

(2) 安全安心の生活環境づくり

N0.	具体的施策	取組内容	担当課
16	男女共同参画視点での防災活動の推進	●女性の視点を反映し、男女のニーズの違いに配慮した防災施策を推進します。 ●男女共同の視点での避難所運営に努めます。 ●自主防災組織の組織率向上に努めます。 ●避難行動要支援者への支援体制の充実を図ります。	総務課 福祉課 住民生活課 健康増進課
17	安心して生活できる環境の整備	●公共施設などのユニバーサルデザインを推進します。	全課

第3章 成果目標

第4次計画を実行性のあるものとするため、重点目標毎に成果目標を設定し、計画の進捗管理を行います。

※成果目標とは、それぞれの分野における具体的施策を総合的に実施することにより、5年後の目標達成をめざす水準であり、参考指標とは、町が男女共同参画を推進するに当たって、推移をフォローアップするデータです。

成 果 目 標		
<u>1 男女共同参画社会実現のための意識醸成</u>	現況 (R4年度)	R10年度 目標
固定的役割分担意識に同感しない町民の割合	85.7%	100%
男女共同参画について学んだことがある町民の割合	55.3%	70%
<u>2 一人ひとりの人権が尊重される社会づくり</u>	現況 (R4年度)	R10年度 目標
性別にかかわらず個性と能力を発揮できている社会が実現していると思う町民の割合	20.9%	50%
配偶者からDVを受けたことがある町民の割合	18.2% ※参考指標	
<u>3 誰もがともに支え合い活躍できる環境づくり</u>	現況 (R4年度)	R10年度 目標
新規就農者における女性の割合	35.7%	45%
行政区長会における女性の割合	3.6%	10%
<u>4 健康で安心して暮らせる社会づくり</u>	現況 (R4年度)	R10年度 目標
町防災会議委員における女性の割合	18.8%	30%
町内女性防災士の人数	6人	12人

第4章 推進体制

1 庁内推進体制

関係各課との連携や調整を行いながら、効果的に施策の推進を図ります。

また、本計画について研修等を実施し、周知徹底を図り、職員一人ひとりが男女共同参画の理解を深めるよう努めます。

2 地域との連携

本計画については、地域住民・事業所・各種団体の理解と協力を得て、より緊密な連携を行い、一体となった取組を推進していきます。

また、「芦北町男女で築く地域社会推進懇話会」との協働を図り、住民の意見が施策に十分に反映されるよう努めます。

3 国・県・他市町村との連携

国・県・他市町村とも連携を図り、情報収集の強化や情報共有に努めます。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- （2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲に

において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社

会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - （1） 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - （2） 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - （1） 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - （2） 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- （3） 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- （4） 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- （1） 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- （2） 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

芦北町男女で築く地域社会推進懇話会設置要綱

平成17年1月1日

告示第140号

(設置)

第1条 男女が共に、家庭、職域など社会の多様な場において能力を発揮し、心豊かな地域社会を目指して、町民各層の幅広い意見を聴き、今後の施策推進に役立てるため、芦北町男女で築く地域社会推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、できるだけ広範な分野及び団体から清新な人材を選任し、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会は、必要に応じて町長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総務課総務係において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成19年2月16日告示第5号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

計画策定の背景

	世界（国連）	日 本	熊本県	芦北町
1975 年 （昭 50）	*国際婦人年 *国際婦人年世界会議（メキシコシティ） *「世界行動計画」採択	*総理府に婦人問題企画推進本部設置 *婦人問題企画推進会議開催		
1977 年 （昭 52）		*「国内行動計画」策定		
1979 年 （昭 54）	*国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択	*「女子差別撤廃条約」署名		
1980 年 （昭 55）	*「国際婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） *「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		*「県婦人問題行政推進会議」設置	
1981 年 （昭 55）		*「国内行動計画後期重点目標」策定	*「県婦人問題懇話会」設置	
1985 年 （昭 60）	*「国際婦人の十年」ナイロビ世界会議 *「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	*父母両系主義の立場をとる改正国籍法施行 *「男女雇用機会均等法」公布 *「女子差別撤廃条約」批准		
1987 年 （昭 62）		*「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定		
1988 年 （昭 63）			*福祉生活部県民生活総室に婦人対策室設置	
1990 年 （平 2）	*国連婦人の地位委員会拡大会期 *国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991 年 （平 3）		*「育児休業法」公布		
1993 年 （平 5）	*世界人権会議（ウィーン） *女性に対する暴力撤廃宣言	*「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下パートタイム労働法）公布		
1994 年 （平 6）		*男女共同参画室・男女共同参画審議会（政令）・男女共同参画推進本部設置	*「ハーモニープランくまもと」策定	
1995 年 （平 7）	*第 4 回世界女性会議（北京） *「北京宣言及び行動綱領」採択	*「育児・介護休業法」改正（介護休業制度の法制化）	*「県農山漁村女性ビジョン」策定 *熊本県男女共同参画社会推進懇話会設置	
1996 年 （平 8）		*男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 *「男女共同参画 2000 年プラン」策定		
1997 年 （平 9）		*男女共同参画審議会設置（法律） *「介護保険法」公布		
1999 年 （平 11）		*「男女共同参画社会基本法」公布・施行 *「食料・農業・農村基本法」公布・施行		
2000 年 （平 12）	*国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）	*「男女共同参画社会基本計画」閣議決定	*環境生活部に男女共同参画課設置 *女性総合相談室設置	

	世界（国連）	日 本	熊本県	芦北町
2001 年 （平 13）		*「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」設置 *「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 *「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	*「熊本県男女共同参画（ハーモニープランくまもと 21）」策定 *「熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン」策定 *「くまもと子ども未来プラン」策定	
2002 年 （平 14）		*アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	*熊本県男女共同参画推進条例施行 *熊本県男女共同参画審議会設置 *くまもと県民交流館「パレア」内に「男女共同参画センター」開設	
2003 年 （平 15）		*「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 *「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 *「少子化社会対策基本法」公布・施行		
2004 年 （平 16）		*「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正		
2005 年 （平 17）	*国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	*「男女共同参画基本計画（第 2 次）」閣議決定 *「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	*「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	*合併により芦北町（旧芦北町・旧田浦町）誕生
2006 年 （平 18）		*「男女雇用機会均等法」改正 *「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 *東アジア男女共同参画担当大臣会合開催	*「熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと 21）」改定 *「熊本県農山漁村男女共同参画プランⅡ」策定	
2007 年 （平 19）		*「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 *「パートタイム労働法」改正 *「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		*男女共同参画担当窓口を移管（福祉課から総務課） *芦北町男女で築く地域社会推進懇話会設置
2008 年 （平 20）			*「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定	*男女共同参画に関する町民意識調査実施
2009 年 （平 21）		*「育児・介護休業法」改正		*「芦北町男女共同参画計画」策定
2010 年 （平 22）	*国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	*APEC 第 15 回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合 *「第 3 次男女共同参画基本計画」策定 *「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定		
2011 年 （平 23）	*UN Women 正式発足		*「熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと 21）」改定	

	世界（国連）	日 本	熊本県	芦北町
2012年 （平24）	*第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	*「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～」策定		
2013年 （平25）		*「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 *「日本再興戦略」の中核に『女性の活躍推進』が位置付けられる		*男女共同参画に関する町民意識調査実施
2014年 （平26）	*第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	*「日本再興戦略」改訂2014に『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる *女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW！Tokyo2014）開催 *「パートタイム労働法」改正	*熊本県女性の社会参画加速化会議発足	*「第2次芦北町男女共同参画計画」策定
2015年 （平27）	*国連「北京+20」記念会合（第59回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）） *第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択	*「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 *「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 *「第4次男女共同参画計画」閣議決定 *安保理決議1325号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	*熊本県女性の社会参画加速化戦略策定	
2016年 （平28）		*「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 *「男女雇用機会均等法」改正 *「育児・介護休業法」改正 *G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開発のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイシアティブ（WINDS）」に合意		*女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（前期計画）策定
2017年 （平29）	*APEC女性と経済フォーラム（ベトナム）	*「刑法」改正	*「熊本県農山漁村男女共同参画推進プランⅣ」策定（2月）	*男女共同参画に関する町民意識調査実施
2018年 （平30）		*「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 *「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布・一部施行		*「第3次芦北町男女共同参画計画」策定
2019年 （平31） （令1）		*「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布・一部施行	*「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第4次）」改定（3月）	
2020年 （令2）		*「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定 *「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」作成 *「男女雇用機会均等法」改正	*「女性活躍サミット2020」開催 *「第2期くまもと子ども・子育てプラン」策定（3月） *「令和2年7月豪雨」発災	*「令和2年7月豪雨」被災

	世界（国連）	日 本	熊本県	芦北町
2020 年 （令 2）		*「女性活躍加速のための重点目標 2020」策定 *「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 *「第 5 次男女共同参画基本計画」閣議決定		
2021 年 （令 3）		*「育児介護休業法」改正 *「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布・施行	*「第 5 次熊本県男女共同参画計画」改定（「熊本県女性の活躍推進計画」を統合）（3 月）	*女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画（後期計画）策定（「第 2 期芦北町特定事業主行動計画（後期計画）」に統合）
2022 年 （令 4）		*「女性活躍推進法」改正		*男女共同参画に関する町民意識調査実施
2023 年 （令 5）				*「第 4 次芦北町男女共同参画計画」策定

発行 芦北町

編集 芦北町 総務課 総務係

〒869-5498 熊本県葦北郡芦北町大字芦北 2015 番地

TEL 0966-82-2511

FAX 0966-82-2893

HP <https://www.town.ashikita.lg.jp>